

運輸安全マネジメントに関する取組について

三岐鉄道株式会社 自動車部

三岐鉄道においては、経営理念の第一に安全の確保を掲げ、以下のとおり全社員が一体となって、安全輸送に取り組んでいます。

(安全報告書)

●2018年度の取組みについて (2018年4月～2019年3月)

1. 輸送の安全に関する基本方針

安全の確保は全てにおいて優先します。会社をあげ絶えず安全が阻害されていないかを監視し、安全性の向上を追求します。

そのために、わたしたちは、「安全の確保」「法令・規則の遵守」「信頼と快適」を使命とし、社会に貢献するため、以下の事項に全力で取り組みます。

- (1) 安全の確保はすべてにおいて優先します。会社をあげ絶えず安全が阻害されていないかどうかを監視し、安全の向上に努めます。
- (2) 法令、規則の遵守は安全の基礎であり、執務の厳正は安全の要件である。安全規範に従い責任を持って職務を遂行し、安全最優先を徹底します。
- (3) 常に安全意識を高く持ち、危険要因の排除に努め、必要に応じて改善処置又は予防措置を講じます。
- (4) 安全に関する教育及び研修並びに訓練に関する具体的な計画を策定します。
- (5) 事故、災害が発生した場合は、人命救助を最優先に行動し、速やかに情報連絡体制の確立講じ、被害の拡大を防止及び早期回復を図ります。
- (6) 安全に関する投資を積極的かつ効率的に行います。

2. 2018年度の取組みについて

(1) 輸送の安全に関する目標

	重大事故	交通事故	内訳
	結果	結果	
2017年度	0件	3件	対物接触事故
2018年度	0件	3件	対物接触事故

(2) 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

- ① 輸送の安全に関する組織図（別紙）
- ② 事故、災害に関する報告系統図（別紙）

(3) 輸送の安全に関する重点施策

安全統括責任者を委員長とする部内運行助役以上で構成される**管理者会議を毎月1回開催**し、事故防止対策、重点目標を策定します。その重点目標をもとに、**運行管理者会議を毎月1回開催**し、各営業所に徹底を図ります。また、**添乗指導、乗務員研修会、整備講習会、個人面談、外部講習**を通じて安全教育を行い輸送の安全の徹底を図ります。

なお、緊急性のある事項については、都度会議を開催し対策を図ります。

(管理者会議) 目標「安全 安心 快適」良い習慣は良い結果を生む

- ① 4月16日 春の交通安全運動の徹底等
- ② 5月7日 テロ対策と春の健康診断及び特定保健指導の取り組み等
- ③ 6月7日 事故防止対策と車内事故防止キャンペーン期間中の添乗指導強化等
- ④ 7月3日 安全週間・社内事故防止・事故対策訓練・夏の全国交通安全県民運動の取り組み等
- ⑤ 8月9日 サービス向上月間・救命救急講習の実施・健康診断結果と再診等
- ⑥ 9月3日 秋の全国交通安全運動（飲酒運転防止の徹底）・全国労働安全週間・運行管理者体制の強化等の取り組みについて
- ⑦ 10月11日 飲酒運転撲滅と飲酒習慣調査・乗務員教育の取り組み等
- ⑧ 11月27日 年末交通安全県民運動（道路交通法厳守）の取り組み等について
- ⑨ 12月6日 年間乗務員教育計画・年末年始輸送等安全総点検の実施・特定保健指導等についての取り組みについて
- ⑩ 1月11日 年末年始輸送等安全総点検の取り組みの結果等雪道走行・タイヤチェーン脱着訓練等の取り組みについて
積雪時のパトロールについて
- ⑪ 2月14日 健康管理対策の強化・運行管理（時間外の削減）・乗務員教育の強化の取り組み・生活習慣病予防検診の実施等
適正・適齢検査受診について
- ⑫ 3月8日 「時間外労働及び休日労働に関する協定書」における自動車運転者の限度時間と来年度の車両計画等の取り組みについて
健康診断の結果と管理について

(運行管理者会議) 目標 安全輸送の原点「基本動作の励行」

毎月1回自動車区長（管理職）を長に運行管理者全員が参加し、上記のほか具体的

な事故防止対策及び事故発生状況の解析並びに実施推進事項を定め、乗務員への周知徹底を図りました。

(グループ別事故防止委員会)

主任運転士を長に班を編成し、当社及び運輸業界で発生した事故や違反を教訓として再発防止の対策を運行管理者を交え検討し、防止の徹底を図りました。

(貸切乗務員会)

貸切乗務員全員が参加し事故防止に対する意思の徹底をはかりました。

(職場巡視の実施)

社長及び役員並びに労働組合役員による職場巡視を年2回(7月・12月)に行い、職場の環境と輸送の安全に関する取り組み状況等を、現場の管理者に事情聴取及び視察を行い確認しました。巡視後、労使による総括を行い、評価と対策を図りました。

(4) 輸送の安全に関する取り組み事項

- ① 旅行会社と合同で高速道路車両火災の対策訓練を実施しました。
- ② 運行管理者体制の強化 いなべ営業所(1名体制を2名体制)
- ③ 管理職による点呼の立ち合いを実施しました。(50回実施)

年4回の交通安全期間中及び年末年始の輸送安全等総点検期間中に役員及び管理職による点呼の立ち合いを実施し、確実な点呼が執行されているかを確認すると共に指導を実施しました。

(5) 安全に関する教育及び研修の実施

① 個別面談(4月～)

「安全の確保」「規則の順守」「地域社会からの信頼」「健康」について4月より順次個別に面談し、安全意識の向上とコミュニケーションを図りました。

② 乗務員講習会の実施(ヒヤリ・ハット活用、乗降時の安全確保、緊急時や異常気象時の対応方法と連絡体制等)

③ 法令順守の向上(68人)

三重県の主催する無事故・無違反チャレンジ123に全員が参加しました。

全社員の運転免許記録証明書を取得し、安全意識の向上を図りました。

④ 運転適性診断の実施

運転士に対して、独立行政法人自動車対策機構が実施する適性診断・適齢診断を受診しました。

⑤ 運行管理者講習及び整備管理者講習の受講

運行管理者及び補助者に対して独立行政法人自動車対策機構が実施する一般講習・基礎講習を受講・整備管理者専任前・選任後の講習を受講しました。

⑥ 年4回の交通安全週間及び添乗指導月間2月1日～2月27日を定め防衛運転の徹底と安全運転の指導を行いました。

⑦ デジタコ・ドライブレコーダーによる運行管理と安全運転の指導を実施。

- ⑧ チェーン脱着訓練及び雪道走行訓練を実施しました。
(平成 31 年 1 月 13 日～14 日長野県湯田中)
- ⑨ 旅行部門と合同で高速道路車両火災対策訓練を実施しました。
(平成 30 年 7 月 3 日)
- ⑩ 防衛運転に対する取り組み
年 4 回の交通安全期間及びセイフティーライト点灯期間中のデイライトオン運動を実施しました。なお、乗合バスはデイライト取り付けており、通年において実施しております。
- ⑪ 健康管理の徹底
定期健康診断に基づいた追跡調査の継続と個人面談を活用して健康に起因する事故の防止を図っています。また、定期的に看護師より成人病の個別指導を受けました。

3. 輸送の安全に関する予算の実績 (2018 年 4 月～2019 年 3 月)

(1) 安全に関する投資

① 乗合バス 2 両購入	56,000 千円
② マイクロバス 1 両購入	8,000 千円
③ 大型貸切バス改装工事	10,000 千円
合計	74,000 千円

2019年度の取り組みについて

2018年度に取り組んだ内容を総括し、本年度も継続し安全性の向上を目指し総力をあげて取り組みます。

●2019年の取り組みについて（2019年4月～2020年3月）

1. 輸送の安全に関する方針

経営理念の第一に安全の確保を掲げ、以下のとおり全社員が一体となって安全輸送に取り組めます。

安全の確保はすべてにおいて優先します。会社をあげて絶えず安全が阻害されていないかを監視し、安全性の向上を追及します。

そのために、わたしたちは「安全の確保」「法令・規則の遵守」「信頼と快適」を使命とし、社会に貢献するため、以下の事項に全力で取り組みます。

- (1) 安全の確保はすべてにおいて優先します。会社をあげて絶えず安全が阻害されていないかどうかを監視、安全の向上に努めます。
- (2) 法令、規則の遵守は安全の基礎であり、執務の厳正は安全の要件です。安全規範に従い責任を持って職務を遂行し、安全最優先を徹底します。
- (3) 常に安全意識を高く持ち、危険要因の排除に努め、必要に応じて改善処置又は予防処置を講じます。
- (4) 安全に関する教育及び研修並びに訓練に関する具体的な計画を策定します。
- (5) 事故災害が発生した場合は、人命救助を最優先に行動し、速やかに情報連絡体制の確立を講じ、被害の拡大を防止及び早期回復を図ります。
- (6) 安全に関する投資を積極的かつ効果的に行います。

2. 輸送の安全に関する目標

- (1) 重大事故ゼロ
- (2) 有責事故ゼロ
- (3) 車内事故ゼロ
- (4) 車両故障ゼロ
- (5) 苦情ゼロ

3. 輸送安全に関する重点施策

- (1) 運行管理者、乗務員、整備管理者に対する安全確保に向けた指導監督の強化
- (2) 過労運転・健康起因事故防止等乗務員への指導監督の強化
- (3) 気象情報・道路情報等を踏まえた適切な点呼他、運行管理体制の点検整備の強化
- (4) 車両の日常点検、定期点検をはじめとした整備管理体制の点検整備の強化

- (5) テロ・バスジャック対策・大規模災害対策等緊急時における危機管理体制の強化
- (6) 接客・接遇の強化
- (7) 安全マネジメント制度の更なる向上と強化

4. 輸送の安全に関する取り組み

- (1) 管理者会議の開催（毎月）目標「安全・安心・快適 良い習慣は良い結果を生む」
運行管理者・統括運行管理者・監督職・管理職・役員で構成した会議で、安全統括管理者（役員）を委員長とし、毎月 1 回開催し、事故防止対策他重点目標を策定し、「安全輸送とサービス向上」への取り組みを決定します
- (2) 運行管理者会議（毎月）目標「基本動作の励行の徹底」
統括運行管理者（区長）を委員長に・副長・運行管理者（助役）以上で構成した会議で、管理者会議で決定した事故防止対策、その他の重点目標を乗務員への周知徹底を図ります。
- (3) 事故防止委員会（随時）
緊急時及び重大事案発生時、または必要のある場合に開催します。

5. 輸送の安全に関する取組事項

- (1) 個別面談（4 月）
「安全の確保」「規則の遵守」「地域社会からの信頼」「心身の健康」について個別に面談し、安全意識の向上を図ります。
- (2) 班別事故防止委員会
主任運転士を長に班を構成し、当社及び運輸業界で発生した事故や違反を教訓として再発防止の対策を運行管理者を交え検討し安全の徹底を図ります。
- (3) 乗務員講習会の実施
乗務員に対して安全意識の向上を図るため、整備点検の講習会・健康に関する講習会・接遇に関する講習会を実施するとともに緊急を要する事案については都度講習会を実施します。
- (4) 安全輸送の取り組み
 - ①春の全国交通安全運動 5 月 11 日～ 5 月 20 日
 - ②夏の交通安全県民運動 7 月 11 日～ 7 月 20 日
 - ③秋の全国交通安全運動 9 月 21 日～ 9 月 30 日
 - ④年末の交通安全県民運動 12 月 1 日～12 月 10 日
 - ⑤サービス向上月間 7 月 21 日～ 8 月 20 日
 - ⑥車内事故防止月間 7 月 1 日～ 7 月 31 日
 - ⑦年末年始輸送等安全総点検 12 月 10 日～ 1 月 10 日

(4) 会社トップによる職場巡視の実施

社長・労組委員長・総務担当役員・安全統括責任者・労組役員による職場巡視を実施し、安全に対する取組状況の確認と課題を把握し、安全意識の向上を図ります。

(6) 運行管理の徹底

- ① 運行管理者による適正な点呼の実施
- ② 乗務基準に基づいた適正な運行計画の実施
- ③ 乗務員の運転技術の把握と向上に向けた指導（適性診断の実施）
- ④ 乗務員の健康状態の把握と指導（血圧の測定・SAS測定・健康診断の追跡調査等）
- ⑤ ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフの有効活用（KYT等の実施）

(7) 法令遵守の徹底

① 管理部門ならびに現業部門社員の運転記録証明書を取得し交通事故・違反の有無及び運転免許証の有効期限切れの確認を行い、交通事業従事者としての安全意識の向上を図ります。

② 運転免許証不携帯防止ならびに有効期限切れ防止の対策として、始業点呼時の点呼執行者（運行管理者）による目視確認とともにアルコール検知器連動型免許証承認システムを確実に活用し飲酒運転ならびに免許証有効期限切れの防止に取り組みます。

6. 取り組みの確認

① 無事故表彰の実施 成績優秀な乗務員に対し毎年年初に表彰を行います。

② 内部監査の実施

経営トップならびに安全統括責任者に対するインタビューの実施等を毎年12月に実施する。

7. 輸送の安全委関する投資計画（2019年4月～2020年3月）

(1) 輸送の安全に関する投資計画

① 乗合バス 2 両購入	56,000 千円
② マイクロバス 1 両購入	8,000 千円
③ 大型貸切 2 両購入	100,000 千円
④ 小型乗合バス 1 両購入	21,000 千円
合計	185,000 千円

8. 輸送の安全に関する教育及び研修

(1) 運行管理者に対する教育及び研修

① 独立行政法人自動車事故対策機構による統括運行管理者・運行管理者・運行管理補助者の研修

②独立行政法人自動車対策機構による運行管理者一般講習及び基礎講習の受講

③社外研修機関による統括運行管理者・運行管理者研修の受講

(2)乗務員に対する教育及び研修の実施

①運転士登用研修の実施

新規採用者運転士の初期教育の実施

②大型貸切バス乗務資格教育の実施

③スキーバス乗務資格教育の実施

③その他各種バス実技教習

④事故・苦情等惹起者の再教育

⑤KYT 教育

⑥ヒヤリハットを利用した教育

⑦疾病及びその他の理由による連続 15 日以上の非乗務員の補習教育

⑧運転士登用及び再雇用時の運転適性検査の実施

⑨独立行政法人事故対策機構による運転適性診断の実施（一般・適齢・特定・初認診断）

(3)睡眠時無呼吸症候群（SAS）の対策

①スクリーニング検査に基づく受診結果ならびに治療中の運転士に対して治療の継続と指導の実施

②新規採用者に対するスクリーニング検査の実施

(4)リスク管理体制の強化

①テロ・バスジャック等各緊急時の対応マニュアルの見直しと周知徹底

②実効性を確認するための各緊急時訓練の実施

(5)安全マネジメント研修

安全意識の向上を図るため、国土交通省及び自動車事故対策機構等が主催する交通安全マネジメントの研修に管理部門ならびに現業管理部門が積極的に参加します。

9. 輸送の安全確保に向けた取り組み

本年度取り組み内容の分析を行い総括し、次年度の取り組みに反映します。

10. 統括安全管理者 高木 修司